

第 8 回

熊本県議会

# 教育警察常任委員会会議記録

平成27年1月27日

閉 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 8 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

平成27年1月27日(火曜日)

午後1時29分開議

午後2時58分閉会

本日の会議に付した事件

報告事項

- ①熊本県いじめ調査委員会調査報告書の概要について
- ②運動部活動及びスポーツ活動の基本方針の策定について
- ③性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置構想について

出席委員(7人)

- 委員長 増 永 慎一郎
- 副委員長 甲 斐 正 法
- 委員 小 杉 直
- 委員 平 野 みどり
- 委員 氷 室 雄一郎
- 委員 松 田 三 郎
- 委員 溝 口 幸 治

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

- 教育長 田 崎 龍 一
- 教育理事 豊 田 祐 一
- 教育総務局長 吉 田 勝 也
- 教育指導局長 上 川 幸 俊
- 首席審議員兼教育政策課長 能 登 哲 也
- 学校人事課長 山 本 國 雄
- 社会教育課長 福 澤 光 祐
- 文化課長 手 島 伸 介
- 施設課長 清 原 一 彦
- 高校教育課長 越 猪 浩 樹

- 政策監兼高校整備推進室長 田 村 真 一
- 義務教育課長 浦 川 健一郎
- 特別支援教育課長 栗 原 和 弘
- 人権同和教育課長 池 田 一 也
- 体育保健課長 平 田 浩 一

警察本部

- 本部長 田 中 勝 也
- 警務部長 黒 川 浩 一
- 生活安全部長 佐 藤 正 泉
- 刑事部長 池 部 正 剛
- 交通部長 木 庭 強
- 警備部長 潮 崎 樹 典
- 首席監察官 吉 長 立 志
- 参事官兼警務課長 林 修 一
- 参事官兼会計課長 甲 斐 利 美
- 理事官兼総務課長 田 中 哲 浩
- 理事官兼広報県民課長 芹 川 英 文
- 参事官兼生活安全企画課長 北 野 陽 祐
- 参事官兼刑事企画課長 奥 田 隆 久
- 参事官 真 嶋 浩
- 参事官兼交通企画課長 高 山 広 行
- 交通規制課長 木 庭 俊 昭
- 参事官兼警備第一課長 宮 崎 正 道

事務局職員出席者

- 議事課主幹 左 座 守
- 政務調査課主幹 法 川 伸 二

午後1時29分開議

○増永慎一郎委員長 こんにちは。

ただいまから、第8回教育警察常任委員会を開会いたします。

まず、きょうは、ほかの委員会と比べまして、昼からの開催になったことをおわび申し上げます。

まず、本日の委員会に2名の傍聴の申し出

がありましたので、これを認めることとしました。

本日の議題として、教育委員会から2件、警察本部から1件の報告事項があります。教育委員会、警察本部の順に説明を求め、質疑については、執行部の説明終了後、一括して受けたいと思います。

なお、執行部が説明を行われる際は、効率よく進めるため、最初に一度立っていただいた後、説明は、着座のまま、簡潔にお願いします。

それでは、まず、教育長から総括説明を行い、続いて担当課長から説明をお願いします。

初めに、田崎教育長。

○田崎教育長 教育警察常任委員会の委員の皆様には大変お世話になっております。本日予定しております教育委員会関係報告事項の概要につきまして御説明をさせていただきます。

まず、熊本県いじめ調査委員会調査報告書の概要についてでございますが、2年前の平成25年4月11日、県立高校3年の女子生徒の自死という、悔やんでも悔やみ切れない出来事が発生をいたしました。

事案発生の5日後に当該高校の校長を委員長とします学校調査委員会を設置し、事案の状況等を取りまとめた調査結果を平成25年7月と9月に御遺族に御報告をいたしました。御遺族はその内容に納得されず、御遺族から要請を受ける形で、平成26年1月21日に、知事部局に県いじめ調査委員会が設置され、学校調査委員会の調査結果に関する調査、審議が行われ、本年1月15日に、知事に対して再調査の調査報告書の答申がございました。

また、1月16日付で、知事から、私に対しまして、再調査結果の通知があり、あわせて、これを踏まえて、重大事態への適切な対

処と再発防止のために必要な措置を講じるよう要請があったところでございます。

本日は、この報告書の概要を御報告しますとともに、教育委員会としての今後の取り組みについて御報告をさせていただきます。

報告書では、体育大会に向けたダンスの練習における厳しい言葉など、ダンスの練習に関する8項目を初め、計9項目についていじめと認定しており、「ダンスの練習において、厳しい視線や言葉を浴びせられるなどのいじめ行為については、本生徒にとって強い心理的負担の一つであったことは間違いなく、いじめが自死の要因の一つになったものと考えられる」との調査委員会の見解を教育委員会としまして厳粛に受けとめております。

安全、安心であるはずの学校が、いじめを把握できなかった責任は重く、御遺族の胸中をお察しし、亡くなられた生徒さんに対し、改めて哀悼の意を表しますとともに、御遺族に対し、心からおわびを申し上げたいと思います。

報告書では、学校調査のプロセスや方法、学校調査の見解、再発防止等の取り組みの3点について検証がなされており、学校調査委員会の体制やいじめの有無に関する調査、審議等において不十分であった点の御指摘をいただきました。

報告書の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明させますが、学校調査委員会の体制について、委員のうち外部の専門家が1人のみで、専門性、客観性の観点で問題があった点などの指摘をいただいております。

いじめの有無や自死の要因の調査分析については、聞き取り調査で得られた証拠に基づく整理、分析を行った形跡が見られなかったことなど、不足している点の御指摘がありました。

さらに、再発防止等の観点からの取り組みが不十分だったことについて、全教職員によ

る本事案の振り返りと共通理解の場を設けなかった点などの御指摘をいただいております。

この事案は、いじめ防止対策推進法の施行前に発生した事案であり、いじめ防止基本方針もない中で私どもも精いっぱい取り組んできたつもりであります。今回の御指摘を重く受けとめ、対応が不十分であった点については、今後改善してまいりたいと考えております。

これらの検証結果に基づきさまざまな提言をいただいておりますので、この提言を真摯に受けとめ、今回の事案から生まれる反省と教訓を生かし、二度とこのようなことが起こらないよう、いじめの未然防止と早期発見のための取り組みを進めるとともに、再発防止に向けたマニュアル整備や教職員の研修等を充実させ、命を大切にすることを育む教育を学校総体として誠心誠意取り組んでまいりたいと考えております。

次に、運動部活動及びスポーツ活動の基本方針については、昨年2月に運動部活動及びスポーツ活動のあり方検討委員会からの提言を受けまして、各市町村教育委員会や体育協会、総合型地域スポーツクラブや保護者等からいただいたさまざまな意見を踏まえ、今後の具体的な取り組みも含めた運動部活動等の基本方針として、今年度中に策定することとしております。

以上が報告事項の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございます。着座にて説明させていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。

熊本県いじめ調査委員会調査報告書の概要について御説明いたします。

平成25年4月に県立高校で発生したいじめ

に係る重大事態、自死事案については、平成26年1月に知事からの諮問を受けた熊本県いじめ調査委員会において再調査が行われてきましたが、調査結果がまとまり、去る平成27年1月15日木曜日に知事への答申が行われました。その後、翌日には、知事から教育長に対して再調査結果の通知があり、あわせて、これを踏まえて、重大事態の適切な対処と再発防止のために必要な措置を講じるよう要請があったところでございます。

なお、担当の健康福祉部では、2月議会で報告議案を提出することとしており、厚生常任委員会での審議も、議案を提出する2月議会会期中の委員会で御審議をいただく予定であると聞いていますが、教育委員会といたしましては、答申を受ける立場であり、答申後の対応が必要となることから、本日の委員会に御報告するものでございます。

それでは、熊本県いじめ調査委員会調査報告書の概要について御説明いたします。

#### 1、委員会の概要。

熊本県いじめ調査委員会は、平成25年9月に施行されたいじめ防止対策推進法に基づき設置された知事の附属機関でございます。

調査委員会の役割は、法に基づき、いじめに係る重大事態が発生した場合に、学校等が行った調査の結果について調査するものであり、その調査目的は、当該重大事態の対処と再発防止のためと位置づけられております。

知事からの諮問を受け、必要な調査、審議を行うため、法律、医療、心理、福祉、教育の専門分野から5人の委員で構成されております。

#### 2、事案の概要。

平成25年4月に発生した当時県立高校3年生の女子生徒の自死事案について、知事からの諮問を受け、審議が行われました。亡くなられた御本人の携帯電話のメモに遺書的な文言が書かれており、いじめの可能性が考えられることから、事案発生後、学校において調

査委員会を設置し、全校生徒へのアンケートや聞き取り調査が行われました。

その後、7月と9月に調査結果が御遺族に報告されましたが、御遺族は納得されず、第三者委員会等による再調査を求められました。

本事案は、いじめ防止対策推進法の施行前の事案でございますが、法の趣旨や考え方を踏まえ、昨年1月に、知事から調査委員会に調査、審議の諮問がなされたという経過になります。

2ページ目をお願いします。

3、知事からの諮問事項。

知事からの諮問事項は、(1)学校調査のプロセスや方法について、(2)学校調査の見解について、(3)学校における再発防止等のための取り組みについての3点でございます。

4、審議経過。

資料に記載しておりますとおり、平成26年1月21日から12月5日まで、計14回の委員会を開催し、審議が行われました。

その他、御遺族、学校関係者などからの聞き取り調査、個別の心理分析などを実施されております。

3ページ目をお願いします。

5、検証結果。

まず、諮問事項の1点目である学校調査のプロセスや方法等についての検証結果のポイントでございます。

まず、学校が設置した調査委員会の体制についてですが、外部の専門家は社会福祉士の方1名のみであり、残りの5名は、学校や教育委員会の関係者でした。調査分析に必要なさまざまな専門性、調査の客観性において問題ある体制であったということが指摘されております。

また、調査委員会の事務局機能といったものがなく、重大事態を調査するには不十分な体制であったということも指摘されております。

次に、学校内部における危機対応の役割分担がなされておらず、学校長に責任と負担が集中したこと、また、調査委員会の委員長を学校長が務めたことにより学校長としての対応と委員長としての対応が混在し、その結果として、御遺族の不信感が高まったことが指摘されております。

次に、調査委員会において、事実認定に当たっての判断基準やいじめ認定における理由や根拠など本来なされるべき調査分析の手順や内容が、報告書や調査資料の中で明らかにされないままに見解が導き出されているということが指摘されております。

最後に、御遺族への説明について、調査の方針や委員構成などの事前説明がなされておらず、また、調査経過についての説明も適切に行ったとは言いがたく、早い段階で御遺族との信頼関係が崩れてしまったということが指摘されております。

4ページ目をお願いします。

次に、学校調査の見解についての検証結果を御説明いたします。

この項目は重要な部分ですので、9ページを割いて説明してあります。

検証の手順としては、まず、この事案に対する調査委員会としての見解を取りまとめ、それに基づいて学校調査の見解が検証されております。

いじめの定義については、法に基づくいじめの定義、特に、受けた本人が心身の苦痛を感じていたかという法の考え方を基本として認定作業が進められました。

まず、学校から提出された資料である全校生徒へのアンケートや生徒、職員への聞き取り調査記録の記載内容を全て確認して、本生徒の自死と何らかの関係があると判断した証言をピックアップしてあります。あわせて、調査委員会として実施した追加の聞き取り調査で得られた証言も同様にピックアップして、計462件の証言を抽出してあります。

5ページ目をお願いします。

次に、その462件の証言をダンスの練習や本人の人物像など関連する場面ごとに整理していくとともに、これを、同じ場面のことであろうといった類似の証言をまとめながら、164件の事柄に分類してあります。この事柄ごとに一つ一つ事実認定を進めてありますが、その際、調査委員会としては、資料にあるとおりの4段階の認定基準に基づき判断することとされ、二重丸、確かである及び一重丸、確からしいに該当する132件の事柄を事実認定してあります。そして、その132件をA、本生徒の人柄、性格等に関するもの、B、本生徒の心情に関するもの、C、いじめの可能性のあるもの、D、その他の4つに分類してあります。

6ページをお願いします。

さらに、本生徒の携帯電話に残されたメモの内容や先ほど事実認定したA、Bの証言などから、本人の心情を可能な限り推しはかる作業が行われています。

具体的には、携帯電話に残されたメモから、死への思い、強い自責の念、ダンスの練習のつらさ、孤独感、孤立感、逃れられないつらさなどが推しはかられています。本生徒の人柄や性格に関する証言からは、真面目、我慢強い、弱音を吐かない、悩みを抱え込みがちといった性格が推しはかられています。本生徒の心情に関する証言からは、ダンスは特別なイベント、逃げられない、クラス間の対抗意識、本番へ向けたプレッシャー、ダンスは苦手、練習中の厳しい言葉や視線、うまく踊れないことへの焦りや挫折感、周りに迷惑をかけている自責の念、このつらい状況がいつまで続くのかなどといった本生徒の心情が推しはかられています。

最後に、先ほどの事実認定の中で、C、いじめの可能性のあるものとした24件について、各事柄に含まれている個々の証言の内容を踏まえ、16項目に整理された上で、先ほど

のA、Bの分析を踏まえて、それぞれの項目について、本人の心情を推しはかりながら、いじめとして認定するかどうかの判断が行われました。

この結果、ダンスの練習に関するものとして8項目、ダンスの練習以外に関するものとして1項目の計9項目について、いじめと認定されました。

7ページをお願いします。

いじめと認定した具体的な項目の内容が記載されております。ダンスの練習に関する証言について、本生徒が亡くなる前日である4月10日のことと確認できるものと、それより前であるが、いつのことかははっきりわからないものがあるので、4月10日より前のダンス練習と4月10日のダンス練習に分けて整理されています。

①から④について、4月10日より前のダンス練習における強い口調による指導や厳しい言葉です。⑤は、言葉ではなく、数十回繰り返し練習させられたという状況です。⑥は、本生徒を中傷するような言葉で、言ったとされる本人たちはその事実を否定しているという学校調査の記録がございますが、その場面にいたとされる複数の生徒の証言を確認したことから、調査委員会としては、いじめとして認定しています。

8ページ目をお願いします。

⑦は、本生徒が1人でダンスを踊らされ、その姿を笑っている者もいたという状況です。⑧の1から4までは、内容としては、10日より前のことと重なっておりますが、10日のダンス練習場面での出来事として確認されましたので、別にいじめ認定が行われました。

9ページをお願いします。

ここでは、ダンスの練習がどういったもので、どのような状況で実施されていたか等について考察されております。

この学校における体育大会の女子ダンス

は、地域の注目度も高く、女子生徒たちにとっては、特別な晴れ舞台という位置づけでございました。本生徒が所属する食農科学科と普通科が優劣を競い合う形で行われ、ライバル意識がとても強かったということが確認されました。

そして、ダンスの練習については、体育の授業の一環として行われていましたが、練習自体は生徒の自主性に任せる形で、春休みに入ってからすぐに生徒たちだけの自主練習が開始されたことが確認されました。

先ほど御説明したダンス練習におけるいじめが起こった背景として、思春期の女子生徒特有の集団心理が働いていたのではないかと、この可能性が推察されております。

なお、もう1項目、ダンス練習以外に関していじめ認定が行われましたが、これについては、いつ、どのような内容ということは確認できなかったが、本人がある生徒に相談したという事実があるため、定義に基づき、いじめがあったものと認定しています。

10ページをお願いします。

調査委員会としてのいじめと自死との関連性についての見解を御説明いたします。

ここは重要な部分でございますので、正確に読ませていただきます。

ダンスが不得手でありながら真面目で物事に一生懸命に取り組む性格と、地域の人々も見物に訪れるなど大きな関心と期待を持つイベントである体育大会のダンスからは逃れられないという観念が相乗的に作用することで、本生徒は徐々に追い詰められ疲弊してしまったのではないかと。

連日のダンスの厳しい練習に続き、自死する前日においても厳しい練習が行われ、それが今後も続くであろうことへの心理的負担は、かなり大きかったと思われる。ダンスができないことに対し、練習の際にいじめとして認定した厳しい視線や言葉を浴びせられたり、ダンス以外の否定的な言葉

を投げかけられたこと自体、大きな心理的圧迫であったと思われる。

また、うまく踊れないというプレッシャーや、うまく踊れないままでは体育大会当日にダンスを失敗して皆の前で恥をかくのではないかと、クラスの迷惑になるのではないかとという強い不安、加えて、その結果家族を落胆させるかも知れないといった心配等も心理的負担になっていたことがうかがわれる。

携帯電話のメモに書かれた文章の多くで、ダンスの練習で周囲についていけず足を引っ張っていることへの自責の念や、自分で努力しても変えられないと思いつめた気持ちを吐露していることも、本生徒にとってのダンスによる心理的負担の大きさを物語っており、誰一人助けてくれないという強い孤立感・孤独感も加わって、つらい毎日から逃れるために死までも思うようになったということは考えられないことではない。

以上のことからダンスの練習が本生徒に強い心理的負担を与えていたことは明らかであり、自死の前日の4月10日までのダンスの練習において、繰り返し繰り返し踊らされる中で厳しい視線や言葉を浴びせられるなどのいじめ行為については、本生徒にとって強い心理的負担の一つであったことは間違いなく、いじめが自死の要因の一つになったものと考えられる。

以上のような見解です。

11ページ目をお願いします。

次に、ダンス練習以外の要因と自死との関連性についての見解ですが、次のとおりです。

本生徒が残した携帯電話のメモの内容や友人の証言から、ダンスの練習が始まる以前から、死を考えるような出来事や悩みがあったことは十分推察できるが、それが具体的にどのようなものであったか、そして

本生徒にとってどれほど深刻な悩みであったかについては証言等からは確認することができず、今回の自死の要因になったかどうかについても判断することはできなかった。

なお、本委員会はダンス以外にも、「本生徒が好きな人のことでいじめられていた」という事柄についてもいじめがあったものとして認定したが、生徒の証言からは当該いじめの時期や場所、内容等について特定できないため、自死との関連性については不明であると判断した。

最後に、まとめとして、自死の要因に関する調査委員会の見解は次のとおりです。

本生徒は、ダンスの練習が始まる前までは、「死にたい」と思うほどの悩みを抱えつつも、何とか一人で対応しようと頑張ってきたと考えられる。

しかし、本生徒が苦手としていたダンスの練習が始まると、それまでの悩みに加え、クラス全体がダンスで負けたくないという雰囲気の中、それぞれの生徒がお互いを思いやる余裕をなくしていく状況の中で、ダンスをうまく踊れない本生徒にとって、ダンスの練習の際に発せられた厳しい言葉や中傷といったいじめによる自尊心のさらなる低下、誰も救いの手を差し伸べてくれないという強い孤立感・孤独感、体育大会当日にダンスをうまく踊らなければならないというプレッシャーと失敗することへの強い不安や心配、つらい状況がいつまで続くのかという絶望的な気持ちなどが積み重なり、本生徒が耐えられる心理的負担の限界を超えてしまい、結果的に死の選択につながったものと思われる。

以上のとおりでございます。

12ページ目、お願いします。

この調査委員会の見解をもとに、学校調査委員会の見解について検証が行われました。

学校調査報告書における見解の趣旨は、①

ダンスの練習中の厳しい言葉は、本生徒にとっては「精神的な苦痛を感じさせる心理的圧迫」に当たり、その点ではいじめはあった。

②本生徒には以前から自死への思いがあった。また、本生徒がみずから命を絶つに至るまでにはさまざまな複合的要因が考えられ、ダンスの練習だけが自死の要因であるとは確定できない。③生徒たちだけのダンスの練習の状況については、学校もあらかじめ細かに把握すべき事柄だったというものでした。

まず、いじめの有無については、いじめの存在を肯定してはいますが、最も重要な部分の判断にもかかわらず、その根拠を示すような記載や分析がなく、説得性のある丁寧な説明がなされていないと判断されています。

次に、自死の要因について、ダンス練習と自死との関連性を認めてはいるものの、ダンスと自死との関連性について直接的な言及はなされておらず、また、ダンスの練習に関するいじめ以外のさまざまな心理的負担について捉えていないなど、不十分であると判断されています。

ダンス練習における学校の関与については、学校における把握が不十分だった調査委員会の見解と同じくするものでございました。

最後に、まとめとして、資料記載のとおり、4点が指摘されております。

13ページをお願いします。

再発防止についての検証結果について、ポイントを説明いたします。

本事案の発生後、いじめ防止対策推進法の施行などを踏まえて、学校や県の教育委員会においては、さまざまな取り組みを進めており、調査委員会の指摘に対して、既に改善策がとられているものもあります。

しかし、取り組みが不十分であると思われる次の2点について指摘されております。

1点目は、全教職員による事案の振り返りと共通理解の場が設けられなかったというこ



とです。このような重大事態が起きてしまったということ踏まえると、教職員全体できちんとこの事案についての反省と教訓を共有化すべきであると指摘されています。

2点目は、生徒たちに対して、本事案についての振り返りを促すような指導機会を逸してしまったということです。事案発生後のさまざまな混乱により、生徒へのアプローチが難しくなってしまったようですが、やはり卒業までに何らかの機会を設けるということは、生徒たちにとっても、学校にとっても重要なプロセスであったと指摘しています。

また、全校生徒へ向けたいじめについての指導についても不足していたと指摘されています。

14ページ目をお願いします。

このような検証結果を踏まえて、調査委員会としての提言がまとめられています。

まず、調査委員会における外部の専門家の積極的な活用、そして本事案の対応を振り返ると、やはり調査委員会の委員長は、第三者の専門家が務めることが望ましい。そして、最もつらい立場である御遺族の心情に十分配慮した丁寧な説明を行うべきということ。それから、教育委員会から学校へ調査委員会事務局に対する十分な人的支援を行うべき。そして、平常時の対応として、教育委員会に対して、万が一の事態の発生に備えたマニュアルの整備や人材育成に努めるとともに、実効性のある指導、研修体制の改善、充実に努めるべき。学校に対しては、平常時から緊急時における対応、体制を整備し、教職員間で共有しておくべき。最後に、本事案から得られた教訓の共有化を図り、教員、生徒に対して、いじめについての本質的理解を深める取り組みを進めるべき、との提言が行われています。

以上が調査報告書の概要でございます。

県教育委員会では、調査委員会の答申を厳粛に受けとめ、答申のあった1月15日木曜日

に、教育長が、当該高校校長の同席のもと、記者会見を実施しまして、学校がいじめを十分に把握できなかったこと、学校調査委員会の体制やいじめの有無に関する調査、審議等において不十分な点があったことについて謝罪し、今後の県教育委員会の対応等について説明を行いました。

最後に、調査委員会からは、これらの検証結果に基づき、さまざまな提言をいただいておりますので、この提言を真摯に受けとめ、今回の事案から生まれる反省と教訓を生かし、二度とこのようなことが起こらないよう、いじめの未然防止と早期発見のための取り組みを進めるとともに、再発防止に向けたマニュアル整備や教職員の研修等を充実させ、命を大切にすることを育む教育を県教育委員会及び学校総体として全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○平田体育保健課長 体育保健課でございます。着座にて説明させていただきます。

資料15ページをお願いいたします。

運動部活動及びスポーツ活動の基本方針の策定についてでございます。

初めに、1、目的についてでございますが、本県の運動部活動につきましては、少子化に伴うチーム編成の困難、保護者や児童生徒のニーズの多様化、勝利至上主義による過熱化等の課題が指摘されてきました。

こうした中、平成25年度に、外部有識者による検討委員会から、適正な運動部活動及びスポーツ活動のあり方についての提言が提出されました。

これらの動きを踏まえまして、本年度、適正な運動部活動及びスポーツ活動を推進するための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針の策定を進めているところです。

次に、2、これまでの取り組みについてでございます。

平成25年度、4月に運動部活動及びスポーツ活動のあり方検討委員会を設置いたしまして、2月に検討委員会から提言を提出していただきました。

平成26年度は、4月から8月にかけて、関係機関への提言説明とアンケートを実施してまいりました。12月と1月には、地域スポーツ推進リーダー研修会において提言の説明を実施し、1月には、定例教育委員会及び熊本県スポーツ推進審議会におきまして、運動部活動及びスポーツ活動の基本方針の策定状況について報告いたしました。さらに、本日の教育警察常任委員会によります運動部活動及びスポーツ活動の基本方針（案）の概要についての御報告となります。

次に、3、基本方針（案）の概要についてでございます。

基本方針につきましては、①から④の4つを考えております。詳しくは、別紙の運動部活動及びスポーツ活動の基本方針案(概要)で説明させていただきます。

次の資料16ページをごらんください。

基本方針1は「小学校の運動部活動は社会体育へ移行する」です。

県と市町村が連携して社会体育移行に向け取り組みを推進することや、地域の実態に応じた活動体制を整え、指導者の確保を行い、実施可能な地域、学校、種目から社会体育へ移行すること、学校の体育施設を活用し、活動の充実を図ること、また、社会体育への移行期限については、おおむね4年とすることとしております。

基本方針2は「中学校・高等学校の運動部活動は社会体育と連携する」です。

中学校、高等学校の運動部活動は、これまでどおり運動部活動として活動し、社会体育との連携を図りながら活動の充実を図ることとしております。

基本方針3は「児童生徒の発育発達に応じた運動部活動を行う」です。

小学校におきましては、社会体育移行前までとなります。小学校における複数種目の実践や適切な大会参加と休養日の設定、学校組織全体での運動部活動の運営を行うこととしております。

最後に、基本方針4は「指導者の資質向上を図る」です。

指導に必要な知識や技能等についての研修会実施と、指導者は、科学的な指導内容、方法等を積極的に習得することとしております。

次に、右側の基本方針を推進するための具体的な取り組み、こちらをごらんください。

(1)の小学校の運動部活動を社会体育へ移行するための取り組みと(2)の小学校の運動部活動の社会体育移行後における取り組みにつきましては、県教育委員会、市町村、小学校と分けて取り組み内容を示しております。

県教育委員会の取り組みにつきましては、各市町村に対し、基本方針の周知やコーディネーターの設置など、各市町村と連携して取り組むとしております。市町村の取り組みにつきましては、市町村教育委員会を中心に、社会体育移行に向けた委員会を設置し、小学校の運動部活動の社会体育移行に向けた会議の開催や指導者の研修会等を開催するとしております。小学校の取り組みにつきましては、校内委員会を設置し、円滑な社会体育移行について協議をすることや、社会体育への移行後に、各学校において、児童の体力向上に向けた体育的活動に取り組むとしております。

(3)の中学校・高等学校の運動部活動における社会体育との連携に向けた取り組みにつきましては、各学校に校内委員会を設置しまして、総合型地域スポーツクラブ等の指導者活用や合同練習会の実施について工夫を行うこととしております。

(4)の児童生徒の発育発達に応じた運動部活動を行うための取り組みにつきましては、

年間を通してバランスのとれた活動を行うことについて、小学校は、平日の活動を原則とする。中学校は、土・日曜日のいずれかを休みとし、休養をとる。また、毎月第1日曜日は完全休養日とする。高等学校は、生徒の能力・適正等を考慮して適切な休養日を設定するなどとしております。

(5)の指導者の資質向上を図るための取り組みにつきましても、指導者研修会の実施につきましても、必要と考えられる研修会を例示し、県、市町村及び関係機関、団体と連携して取り組むとしております。

以上が運動部活動及びスポーツ活動の基本方針案（概要）になります。

次に、最初の資料15ページに戻っていただきまして、4の今後の取り組みについて、こちらをごらんください。

平成27年2月に運動部活動及びスポーツ活動の基本方針を策定します。3月からは、各市町村等の関係機関を訪問し、基本方針の説明を行います。また、4月からは、社会体育移行に向けた取り組みを推進してまいるところとしていただいております。

以上でございます。

よろしくお願いたします。

○増永慎一郎委員長 続きまして、警察本部から説明をお願いします。

初めに、田中警察本部長。

○田中警察本部長 委員の皆様方におかれましては、平素から警察行政の各般にわたりまして深い御理解と温かい御支援を賜っております。心から御礼を申し上げます。

また、先日は、大変お忙しい中、年頭視閲式、あるいは柔道・剣道・逮捕術大会に御臨席いただきましてまことにありがとうございました。重ねて御礼を申し上げます。

それでは、県警察から御報告する事項につきまして御説明いたします。座らせていた

きます。

本日は、県警察の2年間の総合治安対策である「安全・安心くまもと」実現計画2014に、新たな課題への対応を図るために追加した性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置に向けた取り組みについて御報告させていただきます。

強姦を初め性暴力被害者の多くは、心身に大きなダメージを負い、さまざまな支援が必要であるにもかかわらず、自責感や羞恥心などから誰にも相談できず、孤立感を深めております。

ワンストップ支援センターは、こうした被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、被害の潜在化を防止することを目的として、被害直後から産婦人科医療、心理的支援、法的支援、捜査関連支援などの総合的な支援を可能な限り1カ所で受けることができるようにするものであり、県内設置に向けて関係機関と協議を進めているところであります。

詳細につきましては担当者から説明させますが、県警察におきましては、今後とも、県民一人一人が幸せを実感できる安全、安心な熊本の実現に向け邁進してまいりますので、引き続き委員の皆様方の御指導、御支援をよろしくお願いたします。

○黒川警務部長 警務部長の黒川でございます。私から詳細を説明させていただきます。

まず、ワンストップ支援センターの設置構想の前の説明でございますけれども、性暴力被害の現状について簡単に説明をさせていただきます。

この資料に掲げてありますのは、3年前に内閣府が実施した調査の結果の概要でございます。そのうち、女性が回答をした部分について抜粋して記載をしております。

このアンケートにおいて、女性が過去に異性から無理やり性交をされたという被害を

受けた経験があると答えた人が7.7%、被害ありと、経験ありというふうに答えているというところでございます。

そして、その加害者がどういう人だったのかということも聞いたところ、このグラフにありますとおり、全く知らない人であったというのは17.2%、極めて少数派でありまして、顔見知り、あるいはよく知っているというのも含めまして、4分の3以上が加害者と面識があると、面識のある人間から被害を受けたというふうに回答がありました。例えば、これは、配偶者、元配偶者、友人、職場の同僚ですとか、さまざまな関係がございますが、いずれにしても、面識がある者からの被害であったというところが多いというところでございます。

そして、被害に遭った時期、これは複数被害の場合もありますけれども、そこについて尋ねたところ、ここにありますとおり、小学生以下の段階でも13.4%ということ、あるいは中学生、あるいは中学卒業から20歳になるまでというところまでで40%近くを占めております。その後、20代が一番多くなっておりますが、30代、あるいは40代になっても被害を受けているということで、未成年も含めて多くの年齢層で被害が生じているという実態にございます。

そして、被害後、生活上何か変化があったかという問いに対しては、被害を受けた方のうちの85人、63%の方が変化があったと答えております。これは、心身の不調を来すと、具体的に病気になるとかそういったものもありますし、もう異性と会う、異性と話すこと自体が怖くなったですとか、あるいは自己の存在価値自体が否定されているような気持ちになったとかそういったもの、あるいは不眠症になってしまったとか、さまざまな被害、二次的被害と申しますか、そういうものを受けていると、変化があったと答えている方が多いというところでございます。

そして、Qの5でございますけれども、じゃあそうした被害を受けたときにどういう対応をとったかというところでもありますけれども、誰にも相談しなかった、できなかったということでありましょうが、そういう方が3分の2を超えているというところがございます。そして、その次に多い選択肢としては、友人や知人に相談ということで、家族や親戚に相談したというものよりも友人、知人が多い、家族のほうが少ないというところがあります。そして、警察に連絡、相談、あるいは警察以外の公的機関に連絡、相談というのは、それぞれ3%、あるいは2%と、非常に少数にとどまっているという実態がございます。

このような調査が、3年前のものでございますが、国においてなされているというところでございます。

そして、1ページ目の下のほうの県内における性犯罪の認知件数、これは、警察が犯罪として相談等があって認知したという件数のグラフが、過去5年にわたって記載をされております。ただ、この数字は、若干強制わいせつ増加傾向にはあるとも言えるかもしれませんが、上記のQ5にありますとおり、誰にも相談しなかったとか、そういうことが多いことを考えますと、あくまでこれは、県内で発生している性暴力の暗数、ごく一部にとどまるものではないかというふうに推察をしているところでございます。

資料をおめくりいただきまして、2ページでございます。

今るる申し上げましたけれども、こうしたこの性暴力被害者の置かれた現状、あるいは課題というものを改めて考察をしてみますと、この調査、冒頭にありましたとおり、被害に遭ったと答える方が女性全体の7%以上、1割近くに及んでいるということで、大変実は多くの被害が発生しているというのが実態であろうかと思えます。

そして、その多くが、面識を有する知人からの被害であったということ、関係性があるということは、それが、1度の被害のみならず、継続して被害に遭うという可能性もまたあるということ、そういうリスクもあるというところがございます。

そして、心身に不調を来すということで、非常にこの被害を受けられた方は、そのときの被害だけではなくて、その後についても非常に悪影響がある、被害が大きいということがございます。そして、それがなかなか顕在化してこない、1人で抱え込んでしまう、あるいは公的な対応の場になかなか乗っていくことができないということで被害が潜在化して、あるいは被害者自身が孤立してしまっているという現状がございます。

そして、その原因の一つといいますか、そこになかなかこの性暴力被害というものを口ににくいという現状がある中で、やはりそれを専門に受け付けるような相談窓口が、それぞれさまざまな今相談窓口は、警察であれ、警察外の機関であれ、ございますけれども、やはり十分に整備されているとはいいがたいという現状があるのではないかとこのように思われるところでございます。

そして、こうした現状を受けまして、今県におきましては、こうした性暴力被害者を少しでも救うために、そのワンストップ支援センターと呼ばれるものを設置すべく準備を進めておるところでございます。今同様のものは全国のうち16都道府県に既に設置をされておりますので、それに類するようなものを熊本にも設置したいというところでございます。

その支援センターといいますのは、この4にありますとおり、さまざまな支援が必要でございます。総合的な支援ということで、医療的な支援、あるいは相談等も含む心理的な支援、あるいはちゃんと事件にして罪を償わせたいというのであれば、捜査的な関連の支

援もあります。あるいは、民事であれ、刑事であれ、裁判といったようなことになると公的な支援も必要になってまいります。こうしたさまざまな支援をできる限り1カ所で、1回で被害者の方が支援を受けられるようにするというのが、このワンストップというような意味合いでございます。もちろん現実には、医療であれ、法律的な相談であれ、物理的に1カ所の場所で全てということは困難かもしれませんので、まず、その総合的な窓口と申しますか、そこに行けば、あとは関係部局に、自動的にと申しますか、連絡をとったりするようなことで、何度も何度も電話をかけ直したりとか探したりとかそういうことを被害者がしなくていいような、そういうワンストップというセンターをイメージしておるところでございます。

これにつきましては、5にありますとおり、国でもさまざまな取り組みがなされておりますけれども、我が県でも、(2)にありますとおり、本年度、昨年4月に入りまして、関係者を集めまして、このワンストップ支援センターを設置するための検討委員会を設置しまして、さまざま議論をしていただきました。そして、その検討結果は、昨年の夏に警察本部長に答申を受けております。その答申も踏まえまして、この表にありますとおり、ワンストップ支援センターを機能させるための公開講座を開催したり、あるいは、ことしに入りまして、実際には医療機関での支援ということが重要になっておりますので、産婦人科の医療機関職員に対する研修なども既に始めておるところでございます。

1枚おめくりいただきまして、では、どのようなそのワンストップ支援センターというものが今構想をされておるかというところでございます。

さまざまなパターンが考えられますけれども、当県におきましては、答申も踏まえまして、この6の表にありますとおり、相談セン

ターを中心とした連携型というものを想定して今準備をしているところであります。

まず、相談センターを設置いたしまして、ここにおきまして、24時間体制での電話での相談あるいはメールでの相談、もちろん日中であれば面会での相談と、こういったものを受け付けるような体制、あるいは病院ですとか警察ですとかに同行していただきたいと、してほしいという要望があれば、そういった支援も物理的にやっていくと。そういうことをする相談センターのほかに、やはり医療機関は1カ所というわけにはまいりませんので、現在、県内で16の産婦人科医療機関の御協力をいただけるという、まだ内諾段階でございますけれども、いただいておりますけれども、県内の各地区にこの協力病院を設定いたしまして、医療的な措置が必要であれば、すぐに相談センターと協力病院が連携をとって医療措置を受けていただく。また、逆に、この協力病院のほうに先に被害者の方が訪れた場合は、そこで、ただ医療機関としての処置、治療をするだけではなくて、ワンストップセンター、相談センターの紹介をしていただいて、そこに連絡をとっていただいたり、あるいは協力病院のほうから警察に、もちろん本人同意があればですけども、御連絡をしていただいたりですとか、そういった連携がスムーズにできるような体制を構築する、その中心にあるものが相談センター、ワンストップ支援センターであると、そういうようなものを想定しております。

このようなものを来年度、当然予算成立前提でございますけれども、できるだけ早期のうちに開設をしたいと考えております。

そして、こうしたセンターが設置されれば、この7にありますとおり、これまでさまざまな公的な支援の枠組みはございましたけれども、性暴力被害に特化することで、より専門性を持った支援員による支援というものが実現できるのではないかとというふうに

考えておるところであります。

そして、警察は、24時間体制で警察では当直が業務に当たっておりますけれども、この相談センターにおいても24時間体制で職員を置くということを今のところは想定をしております。そして、そういった体制で、警察以外にも、比較的敷居が低いといいますか、相談しやすい場所に専用の窓口を整備すること、それ自体が効果であろうかと思っております。

そして、この関係者が連携をするということで、さまざまな情報が即座に入手できるということ、そして、その中で被害者が御自身の選択でどういう支援を受けられるかを選んでいただけるというその選択肢の提供になるというふうに考えております。

そして、(4)でございますけれども、警察側にとりましても、被害者の方からの親告で、これは加害者を処罰してほしいということになると捜査をするわけですが、例えば、これが時期がおくれますと、いわゆる体液ですとかそういったものが、もう証拠が失われてしまうというような事態もありますけれども、協力病院との連携があれば、そういった証拠保全の手続なんかをあらかじめこの病院のほうでやっておいていただければ、その後の捜査もスムーズになり、結果的に被害者の処罰感情にも応えることが少しでも容易になると。こういうような効果も期待できるというふうに考えておるところでございます。

そして、この設置に向けた今後の取り組みでありますけれども、今医療機関の職員に対して研修も行ってありますが、既に、こうしたセンターですとかが既に設置されている県がございますので、そういったところで県外研修等も行って、より具体的なノウハウの確保に努めていきたいと考えております。また、来年度できるだけ早期に開設ができるよう、この相談センターにおける運営をスムー

ズにするためのさまざまな業務委託を想定しておりますので、委託のための準備の手続、あるいは相談に適切に対応するための対応マニュアルの作成などを今県警で行っているところでございます。

この事業につきましては、我々熊本県警が中心となって行っているところではございますけれども、当然、女性の人権ですとかあるいは社会福祉ですとか、そういったさまざまな政策に関係がするところがございますので、知事部局、あるいは教育機関等とも連携をして、公的機関が一丸となって、少しでも性暴力被害をなくし、あるいは性暴力被害を受けられた方の被害回復に資するような取り組みをしていきたいと思っておりますので、引き続きの御協力をよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○増永慎一郎委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思いません。

○小杉直委員 まず、県警の年頭視閲式が規律正しくきびきびと行われておりまして、拝見しておりまして、非常に立派な式典でございました。それから、先般の逮捕術、柔道・剣道大会も、寒い中をあれだけの元気よさと覇気のある警察官らしい競技大会をしていただいております姿を見て、頼もしさを感じたのは私ばかりじゃなかったと思っておりますので、評価をさせていただきたいと思っております。

ところで、今警務部長がおっしゃったワンストップ支援センター事業ですたいね、これは、お話を聞いとつと、なるほど、なかなか積極的に取り組もうとされているということで感心をするわけですが、また、安倍内閣も、あるいは蒲島県政も、我々議会も、地方創生においては、その基本姿勢というのがワンストップというふうなことも打ち出しておりますので、それに沿った県警の取り組みという

ふうに感じたわけですが、警察が、なぜこのワンストップ支援センター事業を積極的に行うのかということとをまず1点お尋ねしたいと思います。

○黒川警務部長 やはり今説明をさせていただいたものは性暴力被害ということで、犯罪として認定のあろうがなかろうがということではございますが、やはりその暴力の被害ということで、犯罪被害者への対策という側面を当然強く持っております。既に県警におきましては、公益社団法人の熊本被害者支援センターという外郭団体といますか、公益法人がございまして、そこと連携をして、県警としても、ただ犯罪を検挙するだけではなくて、犯罪被害者を支援するというのは県警の業務としてやっておりますので、先ほど御説明したとおり、警察以外にも広く関係する業務ではございますが、犯罪被害者への支援という側面があることから、今回は、この支援センターの設置につきましては、警察が中心となって今準備を進めている、そういう状況でございます。

○小杉直委員 なかなかありがたい方針じゃありますが、広い業務がある警察、さらにまた、いろんな課題がやっぱり広まっている業務性の中で、こういうことまでに積極的に取り組むということは、ありがたくもあり、多少心配する向きもあるわけですが、運用する時期はいつごろかということと、民間委託的なことをされるとするならば、今被害者支援センターをおっしゃいましたが、そこに委託ということに大体内定しているわけですか。

○黒川警務部長 時期につきましては、まあ予算が前提でございまして、来年度予算が執行できるできるだけ早い時期ということで、諸準備等ありますので、6月ぐらいに

は設置をできればということ今準備を進めておるといところでございます。

そして、業務委託ということ想定しておりますけれども、この具体的な業務委託先というのは、この被害者支援に関する当然専門的な知識、技能、あるいは経験というものも必要ですし、そういった体制がきちんと確保されていること、そして、当然のことながら、プライバシーに配慮した個人情報保護の確保がしっかりできるような団体であること、そういったさまざまな条件を満たす必要があろうというふうに考えております。

その点、法律上の犯罪被害者等早期援助団体として、先ほど申しあげました公益社団法人熊本被害者支援センターは、公安委員会からの指定を受けておりますので、その候補の一つではあるというふうに考えております。ただ、具体的には、実際に運営が開始できるという段階になった時点で、県内にほかにもふさわしい団体があるのかどうかそこを精査した上で、最もふさわしい団体に業務委託をしたいというふうに考えております。

○小杉直委員 老婆心的なところもあるわけですが、県警が主導的にやるということは結構なことですが、やっぱり予算の問題ですね、それから行政との連携、あるいは教育委員会との連携、それから女性相談センターなんかもあると思いますよ。そういう他機関との連携をされながら進められぬと、なかなかこれは成果が出にくいということが1点と、何ちゅうますかね、ストーカーもそうでしょうけれども、なかなか微妙なところがあると思いますいな。犯罪になる前の性暴力ということでしょう。そういうセンターが相談窓口を開くということは、県民に周知をせぬと、なかなかわかりにくいところがありますが、そういう他機関との連携とか周知の方法についてはどういうふうに考えておられるか。

最後に、警務部長が答弁されておりますが、この窓口の部局はどこの部局、刑事部、生安部、警務部とかいろいろありますが、どこが大体窓口というか、なるのかな、そのところをちょっと教えていただきたい。

○黒川警務部長 今申しあげましたとおり、警察においてはですけれども、犯罪被害者支援という側面が大きくございますので、この支援センター業務につきましては、私が説明しておりますとおり、警務部が犯罪被害者支援を一括して持っておりますので、警務部において所管をしていくということを考えております。

そして、他機関との連携でございますけれども、今知事部局との話し合いの中では、もちろん警察でもやってまいるんですけれども、県民への広報啓発活動、周知活動については知事部局の担当課、具体的にはくらしの安全推進課でございますけれども、ここが主体的に責任を持ってやっていただけるというふうになっております。あるいは、説明しましたとおり、この性暴力の被害というのは、未成年層にも多く起こっているという実態でございますので、当然、お子さん、あるいはその親御さんという形になりますと、教育委員会との連携というものも当然必要になってくるかと思っておりますので、あくまでも事業主体、あるいはその業務委託のもと警察ということになっておりますけれども、熊本県を挙げた体制で、このセンターが、より少しでも多く県民に認知され、具体的に活用していただけるように、一丸となって努力をしていきたいというふうに考えております。

○小杉直委員 なら、もう最後の質問というか、要望になりますけれども、やっぱりこれだけ業務が広がって非常に複雑な対応をする警察の業務の中で、ワンストップ支援センター事業を積極的に行われるということは、県



民の安全、安心にとって、また、未成年者等含めたところの性犯罪被害の対応というとは非常に立派ちゅうか、ありがたいことと思いますので、やっぱり県警だけで抱えることでなくて、今おっしゃったように、やっぱり知事部局、教育委員会、その他の機関、それからまた、予算のこれは要ると思いますので、予算とのうまいぐあいの知事部局の協力があるのかどうか総合的にやっぱり捉えながら、ぜひひとつ前進していただきたいというふうに思いますので、せつかくの起案でしょうからしっかり頑張ってくださいことを要望して、終わります。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○氷室雄一郎委員 ちょっとこのレジュメの報告書の分でございますけれども、9ページにありますように、このいろんなずっと事案が記載をされているんですけども、これは、生徒個人の姿とか、また、生徒同士の姿はよく詳しくここに記載されているんですけども、こういうものを、いじめが起こる前の生徒を指導する教師の姿というのは全く我々ここでは触れることもできないわけで、例えば、体育の授業の一環として行われるダンスの練習が行われとるということであれば、そこには当然指導者、先生方がおられるわけでございます。ところが、自主練習という、この自主練習は土曜、日曜を除いて毎日行われとる、また、始業式後もやった、こういうところに各指導者、教師あたりは必ずおるのが当たり前の話でしょう。体調が悪い生徒とかあるいはいろんな緊急事態が起こった場合は指導せにやいかぬし、もうもともといじめが起こる前の段階に問題があるんじゃないかと私は思うわけですよ。1人で前に出て踊らされた、泣いとったと、携帯電話で撮られたと、そういうものを生徒同士は見ているわけですけども、それを指導する先生方、

学校側の姿というのは、我々は全然ここで触れることも見ることも、これはこの報告書にはないわけですけども、だから私は、こういう問題が、いじめの前の段階で、やっぱり何かやる場合は、ちゃんとした自主練習であろうか何であろうか、やっぱり学校側なり、あるいは監督者、先生方の指導がやっぱり必要なわけですよ。何かあった場合どがね、自主練習だから知りませんというわけにいかぬわけですから、その辺が私は、その学校側の姿や教師の姿が全然見えないもんだから、どうかなという気がしているわけです。

もう一つは、ちょっと奇異に感じた点は、ここの12ページにあります。こういう文言が果たして——この3番目の学校調査報告書における2番目の自死の要因についてと、本生徒は、以前から自死への思いがあったというこういうもの、どういうことをここで言わんとされているのか非常に奇異に感ずるわけありますので、その辺の学校現場の学校側、先生方のこういう事例が起こる前の段階の指導性なり、また、綿密な——生徒が自主練習にしても、それはもちろん正規の授業であれば先生方がついておられるわけですけども、あとは野放しにして自主練習やれと、そういう中でいろんなことが起こっているんじゃないかと思うわけでございますので、その辺はどういうふうに我々として捉えているのか、また、どのようにその辺を感じておられる、そういう何か内容みたいなものは全然ないわけですか。

本人と生徒間のいろんなトラブルなり——トラブルといたしますか、そういうやりとりがあっているのはよくわかるんですけども、そういうものが起こる以前に、学校からどういう指導をした、どういうふうにキャッチをして——そういうものが事前であれば、また変わったんじゃないかと思うわけです。そういうのはどこで私たちは判断すればいいのか。どうなんですかね。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございます。

まず、1点目の先生のお尋ねの教師の姿ということでございますが、この事案の場合、春休みのダンスの練習中ということでございますが、学校では、基本的に生徒の活動が想定されているときには、顧問または担当の教師がついて指導をするという状況が一般的でございます。

それで、今回につきましては、いろんな要因が重なっておりまして、まず1つは、学科対抗のダンスの発表ということで、生徒たちもお互いに自分たちのダンスを外に知られたくないというそういう対抗意識の中で行われていたということで、まあ、とは言うものの、教師がそれを把握してきちんとした指導、対応をしておくべきだったという反省はございます。これは学校のほうの認識にもございます。その点につきましては、私どもも機会あるごとに管理職を通じて指導してまいりたいとは思っております。

2点目の以前からの自死の思いがあったということについて、学校はどういうふうに捉えていたかということでございますが、この以前からの自死の思いがあったということについては、該当の生徒さんが亡くなられた後に、いろんな記録から推察されたものでございまして、存命中にはこの自死の思いについてあったということを推しはかる、そういう要因についてはなかったというのが学校の判断でございます。県教育委員会では、心のアンケート等を行いまして、いじめの有無ですか、あと、学校の生活の様子等について細かくできる限り把握するように現在もしておりますが、この生徒さんについては、そういうアンケート等にも出ておらなかったということで、学校のほうでは、事前に察知することができなかったという現状でございます。しかしながら、今回の第三者

委員会の指摘を受けまして、教師自身の感性をより高める、精度を高めるというようなことも含めて教職員の研修を充実するというところで、今後二度とこういうことが起きないように対処してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○田崎教育長 今の点についてちょっと補足させていただきますけれども、先生、12ページの学校調査委員会の見解の評価の③で、ダンスの練習における学校の関与についてというところがございます。生徒のダンス練習の状況を学校もあらかじめ細かに把握すべきだったとしておりというのを書いておりますけれども、学校の調査委員会の中でも、この細かに把握してなかったことについては反省をしているところでございます。

それともう1点、自死への思いというのは、亡くなった後、当該生徒さんがメールに残されたものを御遺族から見せていただきまして、そこにそういう思いがつつられておったということでございます。それが、この中でこういう自死への思いといえますか、があったというふうなことで、学校調査の中でも出ておりますけれども、今回の調査委員会の中でもそういうことを前提にしたこの文言になっているということでございます。

○氷室雄一郎委員 いや、それはわかりますけれども、ちょっと奇異に感じたもんですから、この自死への思い。こういう個人のプライバシーにも配慮せぬといけませんし、また、御親族の思いもあろうかと。なかなかちょっと何かここでは奇異な感じがいたしました。

もう一つは、これからマニュアルなり、教職員の指導もしっかりしていくということでありまして、基本的に先ほど言った各科対抗であれ、また、自主練習であれ、じゃあ何かあったときにはどうするのかと。

例えば、私も経験ございますけれども、体育大会のときにスタンドが壊れてしまいました。誰も——先生方も人数が少なく、負傷者も出ましたけれども、もう大ごとしました。だから、やっぱり何があるかわからぬから、自主練習であれ、学校内でやっている行事なり、そういう行動については、ダンス以外、これからいろんな部活動もそうでしょうけれども、やっぱり顧問なり、また、指導の先生なり、また、管理職なり、ちゃんとやっぱり目を光らせておかぬと、どういう事例が起こるかわかりませんので、その辺もしっかりまたこれから対応の中に盛り込んでいただければと思っておりますので、野放しという言葉はちょっとおかしいんですけども、先生方も一緒に校庭におられるわけでございますので、守ることが大変なお仕事かもしれないけれども、そういう小さな配慮が欠けてきますと、いろんな問題が起こるんじゃないかと思っておりますので、その辺もまた十分検討していただく余地があると思っておりますので、意見として述べさせていただきたいと思っております。

○平野みどり委員 関連です。氷室委員がおっしゃったこと、本当にそのとおりだなと思って聞いてたんですけども、子供たち同士の本当に密室と言ってもいい状況ですね、大人がそこに関与しないということ。そうすると、やはり子供たちの言動というのがエスカレートしていくというのが今回のことでよくわかるなど。やっぱりおっしゃったように、学校の中で、学校の活動の一つですよ、競技ということで、それぞれお互いの手のうちがわからないような形での練習ということで、秘密裏にということもあったんだというふうにお聞きしましたけれども、それでもやはり教育という場の現場でやることで、少しでもその教育的な側面がないと意味がないわけですから、先生方の関与というの

は本当に必要だったなというふうに思っていますので、今後そういうふうにも取り組みをされていくことだろうというふうに思います。

それともう1つ、事が、この重大事案が起こった直後に学校内でいろんな調査するのは限界があるということは、もう教育委員会のほうでも十分おわかりだと思っておりますけれども、だけれども、そこ、時期を置くと、大事な真実が見えなくなってしまうということもありますので、専門家が学校の中の委員会の中にも1人今回入っていたということで、足らなかったということですけども、早期介入する人たちは、学校外の専門家がたくさんきちんと入っている状況の中で、いろいろ二次被害云々と心配されるところもあると思っておりますけれども、丁寧に専門家が聞いていくと、わかっていくということも思うので、やっぱり学校の先生方が常々日ごろ触れ合っている子供たちの中でそういう重大事案があったとき、どうだったね、こうだったねと聞かれても、とてもじゃないけど言えるものじゃないだろうなど。私も、当事者ではありませんけれども、感じるころはあるので、専門家と学校現場という部分、しっかりと区別をして取り組んでいただくようお願いしたいなど。今後またこういう事例が起こらないとも、残念ながら、限りませんし、現に、熊本市内の高校でも自死があつていまして、これからどういうふうにも調査されていくかということは注目されていくと思っております。時間が少しは過ぎている状況もありますので、丁寧に専門家が取り組むということをやったり大事にさせていただきたいなというふうに思います。何か見解があれば教えていただきたい。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございます。

事案発生後速やかに専門家の力をおかりし

ながら丁寧に調査していくという方向で考えておりますので、今後二度と起こらないような形で進めさせていただきたいと思っております。

○増永慎一郎委員長 ほかにございませんか。

○平野みどり委員 ワンストップサービスのことでちょっとお伺いします。

小杉先生いろいろ御心配されていましたが、私はもうできるだけ早くこういうのができないといけないなというふうに思っていた一人なんですけれども、この相談センターを被害者支援センターの中に置くという形になるとして、例えば、実際被害に遭ったと言ったら、遭った人が、何か小児科の緊急のシャープ8000番という番号ですぐ小児医療の専門性のある看護師さんが電話とられる24時間サービスがありますけれども、ああいった形で誰でもわかるような番号で、まずはセンターに電話が入り、そして、この県内全体で、全域で取り組んでいくということになりますので、各警察署にもその体制をしっかりとつくっていくということは絶対大事だと思いますし、相談センターの委託される先の支援員のスキルというの、これもとても大事になりますし、同じように、県警の各警察署の中でも、常にそういった専門性のある心理的な部分もしっかりと配慮した対応ができる体制をつくっていかなくちゃいけないというふうに思っていますけれども、そこら辺の進みぐあいというのは今現状どうなんでしょうか。

○黒川警務部長 まず、警察署でございますけれども、これは女性警察官の増員ということとも関連をしてくるのでございますけれども、まだまだ数は足りませんが、少しずつ県警でも女性職員、女性警察官をふやしております。もちろん女性だけが被害者とい

うわけではありませんけれども。そういう中で、今は各警察署とも23署最低1名は女性警察官が配置をされておりますし、今後も可能な限りそれをふやしていく、そういう中で、どの警察署であっても、女性の心情を理解し、あるいは女性が被害親告相談しやすい体制というのは引き続き構築に努めていきたいと考えております。

また、この今回新たに設置するワンストップ支援センターもそうでございますし、現状既にあります被害者支援センターの課題、今ある課題でもありますけれども、先生御指摘のとおり、確かにまだまだ相談先としての県民への周知というか、県民の方の認識が足りないというところがございますので、これは、先ほども御説明したとおり、県警のみならず、さまざまな場面、さまざまな機関にも御協力をいただきながら、こういう相談——電話番号もあるんだよ、こういうメールアドレスがあるんだよということをまず県民に知っていただいて、そして、今回こういうものをまた警察署とは別につくりますのは、やはり警察というと、どうしても心理的ハードルが高いというのが一般の方の大部分でありましょうから、警察じゃないところでも24時間受け付けているんだよというところを、少しでも多くの県民に、全ての県民に知っていただけるように、設置前も、また、設置後も県全体で広報啓発活動を展開していきたいというふうに考えております。

○平野みどり委員 田尻弁護士、板井先生等の要望書の中にもありますが、性暴力被害者のためのワンストップ支援センターという名称じゃ、とても長くてわかりにくいので、また、愛称というか——愛称であってはちょっとあれですけども、わかりやすい名称で展開していただくように希望します。

○増永慎一郎委員長 ほかにございませんか。

○甲斐正法副委員長 今、ワンストップの話がございましたが、他県で県民に周知する方法としてはどのような事例をお持ちなのか、少し御紹介いただければと思います。

○黒川警務部長 やはり特効薬というものはなかなかございませんで、これは予算の兼ね合いもありますので、もちろん、それはテレビですとか、インターネットですとか、そういったところで広く周知するというやり方もございます。あるいは、そういった無差別なといいますか、そういうやり方もありますけれども、やはりこういう支援を必要としている方がより接しやすいところ、それぞれ医療機関、産婦人科ですとか、そういったところにあらかじめこういうセンターのチラシを置いておくですとか、あるいは、これから教育委員会にもお願いすることになりますけれども、子供の関係であれば、やはりそれは学校を通じて子供や親御さんに周知をしているということで、さまざまな方法がございます。特効薬はございませんので、可能な限りあらゆる手段を使ってやっていきたいというふうに考えております。そういった例が実際全国でもやっておるといところでございます。

○甲斐正法副委員長 私が、ある県で会議が終わってホテルに帰って4時ごろのワイドショーですよね。ある県の事例ですけども、もうワイドショーを通じながら避妊の仕方とか、あるいは高校生へのインタビューとかいうことが実際やられてて、やはり県民意識の違いなんだろうと思いますけれども、やっぱり我々男性と女性の視点というのは違うんだなということをすごく感じますけれども、やっぱり先ほどから言われているように、県民にどう周知していくか、そしてそこをどう利

用していただくかということも今後考えていかないと、やっぱり相談しても文化的な要素としてはなかなか広がりがないような状況をつくってしまうと、センターをつくっても広がりが無いということもあると思いますので、センターだけが機能してても、やっぱり文化のつくり方というか、やっぱり教育委員会等とも連携しながらやっていかなければならないのかなということは、よくそのとき感じたことがありました。

以上です。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。なければ、その他に移りたいと思います。その他で何かございませんか。

○松田三郎委員 2点ありますけれども、1点目は、阿蘇山の降灰被害につきまして、教育委員会のほうで施設課か義務教育課か政策課かになるかと思いますが、報道等で、あるいは関係の部局からも降灰被害の、例えば、道路に関する被害でありますとか、農業関係の被害でありますとか、そういうのはよく聞きますが、教育関係あるいは施設関係で、例えば、今は主に風向きによって高森あたりが一番被害が甚大であると。これが中長期には風向きが変わったりすると、例えば熊本市内の方向とか。先の議論ももちろんあるかと思いますが、庁内においても、そういう対策の組織でありますとか、PTもつくられたということで、教育庁からもどなたかメンバーとして入っていらっしゃるんだと思っております。

現状まで、例えば、教育施設にこういう被害があったとか、あるいは児童生徒の登下校あるいは授業を行うに当たってこういう支障があるとか、あるいはそこまではないけれども、例えば学校から、あるいは保護者からこういった困ったことがありますというような話が幾つか上がってれば、ちょっと教えて

いただきたいと思えます。

○能登教育政策課長 教育政策課でございます。

私のほうが、全庁の組織のほうには私のほうが教育庁を代表して出席させていただいております。

まず、県立学校関係での被害ということについては、現在上がっておりません。また、農業高校関係での施設等での影響というのも今のところ上がってきておりません。小学校等におきましては、義務制でございますが、阿蘇管内の小学校のほうでは、マスクを市町村で配っている学校もあるというふう聞いております。ただ、授業の短縮とか休校とか、そういった状況はないということでございます。現在も引き続きまして、教育事務所を通じまして、義務制の学校の状況、あるいは県立学校の状況については直接私どものほうで把握しているところでございます。

以上でございます。

○清原施設課長 施設課でございます。

被害状況については、今教育政策課から御報告したとおりでございます。それで、今後、もし降灰がひどくなるとか、そのような状況が発生した場合には、降灰、灰のその除去事業とか、あるいは窓の改修とか、あるいはエアコンの設置等については、国の補助事業等もございますので、市町村等から相談があれば、それについて適切に対応していきたいと考えております。

以上です。

○松田三郎委員 わかりました。

鹿児島県なんか桜島でかなり恒常的、日常的なということで、県からもいろいろ聞き取りに行かれたという話も聞いております。今の段階では、子供さんの健康被害等も確認されてないという話も聞いておりますので、今

のところはですけれども、頻度は高いとはいえ、まだ短期間ですので、なかなかこういったマスクだけでどれくらい有効なのかということも含めて、定期的に見守っていただきたいということをお願いしたいと思います。

2点目は、例の高校の再編整備についてでございます。

昨年といたしますか、毎回この委員会でもそれぞれ御意見なり質疑があつているようでございますが、昨年の12月のこの委員会以降の説明会等に関しての状況なりをちょっとお聞かせいただきたい。といたしますのが、溝口先生、私の地元の人吉新聞というのがありまして、ここで、あさぎり町での説明会、いろいろな御提案なり、疑問なり、批判もあつたという中に、今回のような説明であるならばわかりやすいと、自分の意見も変わっていたのではないだろうかというようなことが記事の中に書いてありました。ということは、前回の委員会で、その説明の仕方、まあ、資料だけではなくて、いろいろな方法で工夫をしてくださというふうなことの一つの成果なのかなというようなことは考えておりますが、そういった点も含めて、田村政策監のほうからお答えいただければと思います。

○田村政策監 高校整備推進室でございます。

昨年の12月の委員会の後、昨年の委員会の当日、12月15日が、ちょうど多良木町での小中学生の保護者の方々を対象とした説明会、それと、17日と18日は、それぞれ湯前町と水上中学校で小中学生の児童生徒の保護者さんを対象とした説明会を開催しております。それと、年が明けまして、この1月の22日、先週の木曜日でございますけれども、ここもあさぎり町内の小中学校の児童生徒の保護者さんを対象といたしました説明会を開催いたしまして、都合4回、前回の委員会以降説明をさせていただいております。

それで、参加者の方々の多くの意見といたしましては、地理的なバランス、あるいは歴史、伝統がある多良木高校、あるいは施設整備がすぐれている多良木高校をなぜ校地として使わないのかという御意見ですとか、あるいは今後の入学者数を見込むのに過去の入学者数は関係ないといったような、その素案に反対するような意見が相次いで出されたところでございます。

それで、教育委員会といたしましても、それに対しまして、前回の委員会でも御説明しましたけれども、現在の子供たちの通学状況のことでございますとか、あるいは歴史、伝統、施設整備については、3校それぞれに優劣がつけがたい状況にございますので、将来の一定規模の入学者数を集めるためには、これまで子供たちがどの高校を選んだかという実績をもとに校地については決めたということの説明しております。その際に、前回の教育委員会の中でも御指摘ございましたけれども、これまでの、要するに素案に至ります経緯、平成19年の基本計画策定から今回の素案に至りますまでの経緯の中で、球磨地域の子供さんたち方の通学の状況とか、あるいは3校の歴史、伝統についても、パワーポイントにまとめまして御説明をさせていただいたところでございます。

それで、このやり方につきましては、ちょうど12月の15日の多良木町の研修会場からそういった形の説明会をさせていただきまして、あさぎり町でも同じような形で御説明をさせていただきました。それで、一応そういう説明をする中で、あさぎり町のほうからは、そういったパワーポイントあたりの説明を見られて、そういった御意見があったということは事実でございます。

とはいいいましても、なかなかまだ御納得いただけてないというふうな状況もございますので、今後とも、さまざまな機会を見つけて、教育委員会の考え方については説明

し、一人でも多くの方々に納得していただけるようなことに今後も努めていかなければならないというふうには考えているところでございます。

以上です。

○松田三郎委員 前回、もしくは、その前の委員会でも私申し上げましたように、なかなか、まあ、ほかの今までの前期、中期の地域での説明会も似たような状況もあったのかもかもしれませんが、事の性質上、論理必然に出てくる結論ではなくて、例えば、数学の公式のように1足す1は2と誰でも納得できるようなことではなくて、恐らく教育委員会の中でもいろいろ議論があって、そして、田村さんおっしゃったように、いろいろなことを考えた末での素案のという形の結論ということで、ぴしっと説明して、説明を受けた人が、あ、それはわかりましたというふうにはなかなかいきにくい類いのそういう性質の事柄かなど。

今、いろいろな場で御意見があろうかと思いますが、一番大きいのは、さっきおっしゃったように、どうして——もちろん3校を2校にするということ自体にまだ反対なさっている方もいらっしゃるでしょうけれども、私の感覚で一番多いのは、3校を2校にする中で、どうして校地——多良木高校、今のですね、が校地ではないのかというところの理由というのが、なかなか聞いている方、御納得いただけてない方が特に、しっかり腑に落ちる状態ではないというところが一番大きいところかなと思っておりますので、それはもう一番御認識なさっていることと思っております。その点については一応の説明はございましたけれども、最後におっしゃったように、今後また説明会等がある機会がありましたら、そこがやっぱり一番皆さん腑に落ちないところかなという感触を持っておりまして、その点についてはさらに、可能ならば、

ももっとも研究をしていただいたそのわかりやすい説明の仕方、引き続きお願いしたいと思っております。

以上です。

○増永慎一郎委員長 要望。

○松田三郎委員 ですね。

○田村政策監 おっしゃられるとおり、なかなか数式のようにぴしっと割り切れるというものでは当然ございませんので、そこは、我々の説明の仕方なりやり方なりにも多少そういったところでの課題はあると思っております。おっしゃられるには、どういったことができるか、今後も、これまでのやり方等を見直しながら、しっかり工夫をしていきたいと思えます。

○氷室雄一郎委員 私は市内ですけれども、やっぱり多良木高校を卒業された方が市内におられまして、きのう、大変署名活動を何百名と集めて回っておられる方とお会いして、今後、説明会、なかなか御理解いただけない部分もありますので、また説明会等をしていかれるということでございますので、丁寧にわかりやすく納得性のある御説明をいただければというそういう御意見を賜りましたので、ここで伝えさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○増永慎一郎委員長 ほかにございませんか。——ないですか。

なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第8回教育警察常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後2時58分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

教育警察常任委員会委員長